

全国都道府県議会議長会政務活動費条例（例）に対する意見

●● オンブズ

地方自治法100条の一部改正に伴い、全国都道府県議会議長会は2012年11月9日に「〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例（例）（平成24年11月2日役員会決定）」（以下「条例（案）」という。）を各都道府県議会に示した。

地方公共団体の議員・会派に対する政務調査費が議員の第二給与と化しているほどの乱脈ぶりが問題であるとして、政務調査費の支出の透明化を求めるとともに、使途をチェックしてきた私たちとしては、条例（案）は政務活動費の無限定な支出を誘発するおそれがあるといわざるを得ない。そこで、貴議会では条例改正にあたって、支出が無限定とならないために、支出に限定を設けて、許容されるものと許容されないものを明示することおよび、支出の透明性を実現する条項を定める内容の条例改正を求める。

1. 議員、会派の調査活動と密接に関連するものに限定すること

政務調査費の名称が政務活動費に変更されたとはいえ、これは議員の調査権限を定めた地方自治法100条に規定されるものである以上、議員・会派の調査活動と無縁な活動への支出を許すものではない。

かかる観点からみると、今回、条例（案）の第2条ならびに別表1・2では、多くの自治体が政務調査費の支出を許容してきた「調査研究、研修、各種会議への参加、広報」以外に、調査活動からはみ出るおそれがある「広聴、要請陳情、住民相談」が加えられている点は問題である。これらはこれまでの政務調査費条例では明示されておらず、使途が認められてこなかったものであり、地方自治法100条の趣旨を勘案すれば基本的には議員・会派の調査研究の範疇に入るものではない。

したがって、条例（案）がこれを定めていることは法の拡大解釈と言わざるを得ないが、少なくとも無限定に使途を認めるものではなく、議員・会派の調査活動に密接に関連するもののみ、費用を支出する余地が認められるべきであり、これが条文上明白に理解できるよう、支出目的に限定を設けることが必要である。

2. 透明性を確保する方策を条例に明記すること

改正地方自治法があえて100条16項に透明性を求める条項を入れたのは、改正によって調査活動とは無縁の支出を助長することを警戒し、これを住民の目で監視することで、違法・不当な支出を防止するとともに、会派・議員の説明責任を尽くさせようとした点にある。

したがって、これまでに条例化されてこなかった会計帳簿（規程(例)第6条で調整すると記載があるもの）や、会派・議員の活動実態をより透明化する活動報告書・視察報告書の作成を条例で会派、議員に義務付け、議長に提出することを明記することが法の趣旨に適する。

なお、議会に提出される都道府県議会の政務調査費の領収書の写しは数万枚にも及び、市民が複写を取るだけでも莫大な費用がかかり、透明性に欠けているのが現状である。愛知県議会では、議会事務局で2万枚を超える全領収書をPDF化し、CD-R3枚210円にて開示請求に対応している。函館市議会では、全領収書だけでなく、収支報告書・会計帳簿・支出伝票・領収書・出張報告書などすべて、市議会公式webに掲載し、透明化を図っていることを参考にされたい。

以上